



2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p>	<p>第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。</p>
<p>第7章 計 算 (事業年度) 第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年<u>3月31日</u>までの年1期とする。</p>	<p>第7章 計 算 (事業年度) 第35条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年<u>6月30日</u>までの年1期とする。</p>
<p>(剰余金の配当の基準日) 第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。</p>
<p>(中間配当) 第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(中間配当) 第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>12月31日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p>
<p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第16回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第1条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第16回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第2条</u> <u>第20条第1項の規定にかかわらず、2025年6月25日開催の第18回定時株主総会(延会及び継続会を含む。)において選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、第19期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 第34条第1項の規定にかかわらず、2025年6月25日開催の第18回定時株主総会(延会及び継続会を含む。)において選任(会社法第338条第2項によるみなし再任を含む。)された会計監査人の任期は、第19期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第3条</u> <u>第35条の規定にかかわらず、第19期事業年度は、2025年4月1日から2026年6月30日までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第4条 <u>第37条の規定にかかわらず、第19期事業年度の中間配当の基準日は、2025年9月30日とする。</u>
(新設)	第5条 <u>第19期事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって、本附則第2条から本条までの各規定を削除する。本附則第1条の条数についても同様とする。</u>

### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2025年6月25日（水）

定款変更の効力発生予定日 2025年6月25日（水）

以 上